

# とよめ 法人会 NEWS

令和2年7月27日発行

第93号



## 登米町・登米懐古館

令和元年9月、建築家隈研吾氏の設計により移転新築。

館内には、登米伊達家ゆかりの甲冑、刀剣、絵画など、城下町であった当時をしのばせる貴重な品々を展示しています。武家屋敷通り側の表門から入る日本庭園は落ち着いた佇まいです。

〔文：とよま振興公社ホームページ引用〕

### 目次

- P.1 登米町 登米懐古館
- P.2 佐沼税務署からのお知らせ
- P.3 宮城県税事務所からのお知らせ
- P.4～5 パワハラ防止対策法
- P.6～7 緊急経済対策における税制上の措置
- P.8 法人会トピックス、会員企業リレー

国税電子申告・納税システム

# e-Tax

電子申告で  
効率UP!

国税に関する申告や納税、  
申請・届出などの手続が  
インターネットで  
行えます。

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出した預貯金口座から、簡単な操作で  
即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の届出が必要です。  
※届出書の届出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税の申告を  
するにこんなメリットが!

● 添付書類の提出省略

● 還付がスピーディ



法人会は会社経営の効率化のために  
e-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。  
詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス 検索



# 税務署からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響で

**期限までに申告・納付が難しい方は 簡易な手続  
で期限延長が可能です  
(法人・個人の全ての方が対象)**

## Q 申告・納付の期限が延長できるの？

- 新型コロナウイルスの影響で、期限までに申告・納付等ができないやむを得ない理由がある場合、**柔軟に確定申告書を受け付けること**としています。
- 申告・納付期限の前だけでなく、その**期限を過ぎた後でも申請を行うことが可能**です。
- 申請する場合、必ずしも**申請書等を提出する必要はなく**、申告書の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」である旨を付記するか、e-Taxをご利用の方は所定の欄にその旨を入力していただくなど**簡易な手続で申請**できます。
- 詳細は、国税庁HPまたは以下のQRコードから！

国税庁HP [https : www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/index.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/index.htm)

国税の猶予の詳細はこちら



新型コロナ関連  
の期限の個別延長  
についてはこちら



右記メンバーで本年  
度よろしくお話し  
いたします。

法人課税部門  
統括国税調査官  
磯谷 善明  
いそや よしあき

個人課税部門  
統括国税調査官  
熊谷 広行  
くまがい ひろゆき

総務課長  
山内 郁夫  
やまうち ふみお

署長  
塩原 朗  
しおばら あきら

佐沼税務署  
令和2事務年度  
幹部名簿

## 新型コロナウイルス感染症に伴う納税猶予の特例について

地方税法等の一部を改正する法律が施行され、納税猶予の特例措置が講じられていますのでお知らせします。

この特例措置は、新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があり、納税が困難である方に対し、最大で1年間、県税の徴収を猶予するものです。担保の提供は不要で、延滞金の納付も免除されますが、猶予の特例を受けるためには、納期限までに申請が必要です。

なお、対象となる要件及び特例の概要等については、次のとおりです。

### ☆対象となる要件について

以下のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者(個人法人の別、規模は問いません。)が対象となります。

- 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて20%以上減少していること。
- 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

(注)「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」であるかどうかの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

### ☆特例の概要について

- 対象：全ての県税(自動車税環境性能割、狩猟税等の証紙徴収の方法で納めるものを除く)  
(注)令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する県税
- 猶予期間：1年以内
- 延滞金：全額免除
- 担保：不要

### ☆申請について

申請書に必要事項を記入し、資料を添付の上、所轄の県税事務所へ郵送などにより提出してください。

なお、申請書及び添付資料の様式については、宮城県総務部税務課のホームページ「新型コロナウイルス感染症に伴う県税の措置等について」からダウンロードすることができます。

(<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/zeimu/kigenencho.html>)

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、非対面方式の納付方法をご検討ください。

くわしくは、宮城県総務部税務課のホームページをご確認願います。

(<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/zeimu/kennzei-nouhu.html>)

# 求められる パワハラ・ハラスメント防止対策

2019年6月労働施策総合推進法が改正され、法第4条1項に「職場における労働者の就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な施策を充実させること」を追加し、「パワーハラスメント（以下「パワハラ」という）防止対策は、国の労働施策と明記されました。

本年6月1日施行された改正のポイントは大きく2つで、1つは職場におけるパワハラ防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となったことと、違反した場合の罰則の適用。

もう1つは、パワハラに関する紛争が生じた場合、調停など個別紛争解決援助の申出を行うことができるようになったことです。

本稿では、法改正の概要と、合わせて告示された『事業主が雇用管理上講ずべき措置等』についての指針（ガイドライン）について、企業にどのような対応が求められるのかを解説していきます。

なお、中小企業においては、2022年4月1日から雇用管理上の措置が義務化されるまでは努力義務となりますが、2年の猶予は思いのほか短いものです。対応できるように、今から意識しておきたいものです。

## ガイドラインの内容

### ①パワハラの定義

職場におけるパワハラは、図表の①から③の要素を全て満たすものを言います。客観的にみて、業務上必

要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、該当しません。

また、個別の事案については総合的に考慮して判断されますが、代表的な言動の類型として、

- ①身体的な攻撃（暴行・傷害）、②精神的な攻撃（脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言）、③人間関係から切り離し（隔離・仲間外し・無視）、④過大な要求（業務上明らかに不要なことや

遂行不可能なことの強制・仕事の妨害）、⑤過小な要求（業務上合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと）、⑥個人の侵害（私的なことに過度に立ち入ること）の6つのパターンが挙げられています。

パワハラの3要素	具体的な内容	事例・判断基準
①優越的な関係を背景とした言動とは	当該事業主の業務を遂行するに当たって、当該言動を受ける労働者が当該言動の行為者とされる者（以下「行為者」という）に対して抵抗又は拒絶することができない蓋然性が高い関係を背景として行われるもの。	・職務上の地位が上位の者による言動 ・同僚又は部下による言動で、当該言動を行う者が業務上必要な知識や豊富な経験を有しており、当該者の協力を得なければ業務の円滑な遂行を行うことが困難であるもの ・同僚又は部下からの集団による行為で、これに抵抗又は拒絶することが困難であるもの
②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものとは	社会通念に照らし、当該言動が明らかに当該事業主の業務上必要ない、又はその様態が相当でないもの。	・業務上明らかに必要性のない言動 ・業務の目的を大きく逸脱した言動 ・業務を遂行するための手段として不適當な言動 ・当該行為の回数、行為者の数等、その様態や手段が社会通念に照らして許容される範囲を超える言動
③労働者の就業環境が害されるものとは	当該言動により労働者が身体的又は精神的に苦痛を与えられ、労働者の就業環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等当該労働者が就業する上で看過できない程度の支障が生じること。	この判断に当たっては、「平均的な労働者の感じ方」、すなわち、同様の状況で当該言動を受けた場合に、社会一般の労働者が、就業する上で看過できない程度の支障が生じたと感じるような言動があるかどうかを基準とすることが適当とされる。

す。

紙幅の関係上、詳細は厚生労働省のホームページ等に譲りますが、具体的な内容は限定列挙ではないことに留意し、適切な対応を行うことが必要となります。

### ②事業主が講ずべき措置

事業主は、当該事業主が雇用する労働者又は当該事業主が行う職場におけるパワハラを防止するため、雇用管理上の措置を講じなければなりません。

パワハラを禁止し、厳正な処分の対象とすることを規定・周知させることを筆頭に、相談体制の整備、事実関係への迅速な対応、当事者双方のプライバシー保護などが、求められています。

パワハラ防止の効果を高めるためには、その発生の原因や背景について労働者の理解を深めることが重要だとされています。

パワハラ発生の原因や背景には、労働者同士のコミュニケーションの希薄化な

どの職場環境の問題もあると考えられています。

そのため、これらを幅広く解消していくことがパワハラ防止の効果を高める上で重要であることに留意することが必要です。

### ③望ましい取り組み

ガイドラインでは、あらゆるハラスメントを防止するため、望ましい取組の内容が示されています。

昨今、問題となっている就活生に対するハラスメントや、顧客からの著しい迷惑行為（カスハラ）等も看過できない状況となっているため、企業・事業主としての責務の趣旨も踏まえて積極的な対応が求められています。

## 法改正の主な内容

### ①課せられた義務等

主な法改正のポイントとして先ず挙げられる「雇用上の措置」については、先述の通りです。

パワハラ言動が認められ

た場合に適切に対応すること、その体制を整備することとが事業主の義務として課せられています。

この措置義務については、中小企業において2022年3月31日まで努力義務となっておりませんが、事業主への相談等を理由とした不利益取扱いの禁止には適用猶予の設定はありませんので、注意が必要です。

次に、国・事業主そして労働者に課せられた努力義務としての責務です。

努力義務とはいえ、事業主自ら、また労働者に対してもパワハラ言動を行わないよう注意を促している点が注目されます。

### ②解決援助と措置義務等の履行確保

パワハラに関する個別労働関係紛争について、均等法に準じ、紛争の解決の促進に関する特例、紛争の解決の援助、調停に関する規定が新たに設けられました。

これら規定は、上記の事業主に課せられた措置義務

と不利益取扱禁止に関する紛争に係るものですが、措置義務に関して中小企業へは2022年3月31日まで努力義務です。当該規定も対象外となっております。

また、不利益取扱禁止に関する紛争は労働者からの援助・申請があった場合に準用されます。

次に、措置義務等の履行確保に関する規定ですが、まず「公表」は厚生労働大臣が、措置義務と不利益取扱禁止について事業主に勧告をした場合であって、この勧告に従わなかった時に「公表」されるといふ流れであり、違反し直ちに公表というものではありません。

また、厚生労働大臣は事業主に「報告」を求めることができ、当該報告をしない、または虚偽の報告をした者は20万円以下の過料に処されます。

## 終わりに

精神障害に係る労災請求件数は2018年度に1820件に達し、増加の一途を辿っています。

厚生労働省は、精神的ストレスに対する労災認定基準（案）を明らかにし、「心理的負荷評価表」の具体的な出来事に「上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワハラスメントを受けた」を追加設定し、独立項目として判断されます。

また、医学的知見による平均的な心理的負荷の強度は三段階で最高の強度「Ⅲ」とし、身体的暴行や人格否定などの執拗な精神的攻撃を受けた場合などは、心理的負荷を「強」と位置づけ、労災認定するとの基準へ今後は見直される方向です。

『パワハラ』の言葉が広く使われるようになり、あらゆるハラスメントと同様に許される言動ではないとの認識がなされてきています。

同時に、業務上必要な範囲での注意・叱責、または

指導もすべて「パワハラだ」と過剰に反応し、組織の正常な運営の妨げになっていては本末転倒です。

言葉が新しくなっても、実態としては「いじめ・いやがらせ」であり、暴力は傷害です。

業務上必要な範囲での注意・叱責、指導との違いは明らかでしょう。今回のガイドラインに示されたように、明らかにパワハラに該当するとされる事例は、当然許されるべきではありませんが、個々人の捉え方は千差万別であるため、場合によっては「誤解」が生じることもあるでしょう。

残念な誤解が生じることのないよう、日常のコミュニケーションや信頼関係の構築は必須です。

また、ある程度の時間を割いた研修や講習は必要であると考えます。

他人事ではなく、誰でも当事者の一方になり得るのですから、肝に銘じたいものです。

# 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ 緊急経済対策における税制上の措置

令和2年4月30日に「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」等が国会で成立し、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている事業者等に対し、緊急に必要な税制上の措置が講じられました。

了する各事業年度に生じた欠損金に適用できます。

## 3 テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

中小企業経営強化税制の対象設備である特定経営力向上設備等に、経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に記載された遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備が、テレワーク等のための設備投資に係る新たな類型（デジタル化設備）として追加されます。

具体的には、以下の特定経営力向上設備等を取得等した場合、**即時償却又は7%（資本金が3,000万円以下の法人は10%）の税額控除**が適用できます。

新たな類型（デジタル化設備）
（要件）遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備 （対象設備）機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア

### 【適用時期】

令和3年3月31日までに取得をして事業の用に供した場合に適用されます。

## 4 消費税の課税選択の変更に係る特例

消費税の課税事業者選択届出書（課税事業者選択不適用届出書を含む）については、**原則として課税期間の開始前**に提出する必要がありますが、新型コロナウイルス感染症により、経営に大きな影響を受けている事業者につき、次の適用要件に該当するときは、税務署に申請し、税務署長の承認を受けることにより、**課税期間の開始後であっても**、課税事業者を選択する（又はやめる）ことが可能となる特例が設けられます。

適用要件
① 特例に係る法律の施行（令和2年4月30日）後に申告期限が到来する課税期間において、
② 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの期間内、 <b>一定期間（1カ月以上の任意の期間）の収入が、著しく減少（前年同期比概ね50%以上減少）した場合</b> で、かつ、
③ 当該課税期間の申告期限までに申請書を提出した場合 （注1） 原則として、消費税の申告期限は以下の通りです。 ▷法人：課税期間の終了の日の翌日から2カ月 ▷個人：課税期間の翌年の3月末 （注2） 国税通則法11条（災害等による期限の延長）の規定に基づく期限延長については、最寄りの税務署にご相談ください。

なお、本特例の適用を受けて、課税事業者を選択する場合は、**課税事業者を2年間継続する必要はありません。**

## 1 納税の猶予制度の特例

イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、**無担保かつ延滞税なしで1年間**、納税を猶予する特例が設けられます。基本的には**全ての税目**が対象です（印紙で納付する印紙税等は除く）。また、社会保険料についても同様の特例措置が講じられます。

特例の概要
▷令和2年2月から納期限までの一定の期間（1カ月以上）において、収入が大幅に減少（ <b>前年同期比概ね20%以上の減</b> ）した場合について1年間納税を猶予。
▷一時の納税が困難と認められる場合に適用。 ・少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮するなど納税者の置かれた状況に配慮し適切に対応。 ・収支や財産状況を示す書類の提出が必要。提出が困難な場合は口頭説明も可能。
▷担保は不要。 ▷延滞税は免除。

### 【申請手続】

令和2年6月30日、又は納期限（申告納付期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。なお、申請書のほか、収入や現預金の状況がわかる書類を提出する必要がありますが、提出が難しい場合には、口頭で状況を説明します。

また、本特例は、既に納期限が過ぎている未納の国税、地方税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡って特例を適用することができます。

### 【適用時期】

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する国税、地方税について適用されます。

## 2 欠損金の繰戻しによる還付の特例

これまで、中小企業者等（資本金の額が1億円以下の法人など）が利用可能だった青色欠損金の繰戻し還付制度について、**資本金の額が1億円超10億円以下の法人**も利用可能となりました。ただし、大規模法人（資本金の額が10億円を超える法人など）の100%子会社及び100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等は除かれます。

### 【適用時期】

令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終

たものにつき印紙税が納付されている場合には、当該納付された印紙税については、過誤納金とみなして還付されます。

## 8 住宅ローン控除の適用要件の弾力化

新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等によって住宅への入居が遅れた場合でも、定められた期日までに住宅取得契約が行われている等の一定の場合には期限内に入居したのと同様の住宅ローン控除を受けられるよう、適用要件が見直されました。

### 適用要件

#### (1) 住宅ローン控除の控除期間13年間の特例措置

(入居期限：令和2年12月31日⇒令和3年12月31日)

- ① 注文住宅の新築は令和2年9月末、分譲住宅、既存住宅の取得や、増改築等は令和2年11月末までに契約が行われていること
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響で、注文・分譲・既存住宅又は増改築等の住宅への入居が遅れたこと

#### (2) 既存住宅を取得した際の住宅ローン控除の入居期限要件(取得日から6カ月以内⇒増改築等完了の日から6カ月以内)

- ① 既存住宅取得の日から5カ月後まで、又は関連税制法の施行の日(令和2年4月30日)から2カ月後まで、いずれかの期日までに増改築等の契約が行われていること
- ② 取得した既存住宅に行った増改築等について、新型コロナウイルス感染症の影響で、増改築等後の住宅への入居が遅れたこと

## 9 その他の項目

・自動車税、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の特例措置の延長

自動車税、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限が6カ月延長され、令和3年3月31日までに取得した自家用乗用車(登録車・軽自動車)について適用されます。

・耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化

耐震基準不適合既存住宅を取得後に耐震改修した場合の不動産取得税の特例措置について、当該住宅をその取得の日から6月以内に入居できなかった場合でも、一定の要件を満たせば、令和3年度末(令和4年3月31日)までの入居分については、当該特例措置を適用できるなど所要の措置が講じられます。

・文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用

政府の自粛要請を踏まえて文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対し、観客等が入場料等の払戻しを請求しなかった場合には、一定の条件のもと、放棄した金額について、寄附金控除(所得控除又は税額控除)の対象となりました。

## 【適用時期】

特例法の施行日(令和2年4月30日)以後に確定申告書の提出期限が到来する課税期間について適用されます。

## 5 中小企業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の措置のため、厳しい経営環境に直面している(※)中小企業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとする措置が講じられます。

(※)令和2年2月～10月までの任意の3カ月間の売上高が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	ゼロ

## 【適用時期】

令和3年1月31日までに、認定経営革新等支援機関等(税務、財務等の専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など(税理士、公認会計士、弁護士など))の認定を受けて各市町村に申告した者に適用されます。

## 6 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、適用対象を拡充した上で、生産性向上特別措置法の改正を前提に、令和5年3月31日まで適用期限が2年間延長されます。

### 適用要件

- ▷対象資産に、事業用家屋と構築物を追加
  - ・事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの
  - ・構築物は旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する一定のもの
- ※事業用家屋・構築物ともに、中小事業者等の認定先端設備導入計画に位置付けられたもの
- ▷生産性向上特別措置法の改正を前提に令和4年度までの2年間に限り延長(令和5年3月31日まで)

## 7 特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税措置

公的金融機関や銀行等が、新型コロナウイルス感染症で経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書のうち、令和3年1月31日までに作成されるものについて、印紙税が非課税となる措置が講じられます。

なお、特別貸付けとは、当該機関が行う他の金銭の貸付け条件に比し特別に有利な条件で行うものをいいます。

(注)施行日の前日(令和2年4月29日)までに作成され





## 第8回 定時総会を終了 感染症対策を施し開催！

去る6月3日、迫町佐沼「登米法人会 会議室」を会場に開催した今年度の総会は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言発令中とあって、出席者を会長・副会長・専務理事・各支部支部長・監事1人の出席としました。渡邊会長の挨拶で開会した後、令和元年度会員増強目標達成の2支部と増強功労者の表彰が行われ、議案の審議に入りました。

提案された議案は、「令和元年度事業報告・収支決算承認の件」の1議案と報告事項2件が上程され、審議の結果、全て原案通り可決決定されました。

## 無料個別相談会を実施

去る5月11・13日の2日間、登米法人会 会議室において高橋栄久特定社会保険労務士による個別相談会を実施。新型コロナウイルス感染症の影響からやむなく休業などの対応をした企業の社長や幹部の方々が相談に来られ、雇用調整助成金の対象になるのか、また、その申請書の書き方などについて相談をされておりました。

登米法人会では、令和2年度事業として5月に「実務セミナー」の開催を計画しておりましたが、3密を避けるため個別相談会という形での開催に致しました。

## 会員企業リレー vol. 26

# 「コミュニケーション」を大切に！



《豊里支部》  
株式会社 縄商店  
代表取締役 縄 喜一氏

「創業60年、これまでもこれからも地域に密着したお店であり続けたい」と話す  
（株）縄商店様を訪問しました。

縄を売っているお店(?)。いいえいいえ。新潟県出身の先代社長が昭和34年に「豊里鶏卵出荷株式会社」として卵販売からスタートしたお店です。お客様の欲しいものに答えているうちに地元住民に重宝がられ定着し、昭和45年、苗字である「株式会社縄商店」と名称変更。現在は、畜産飼料・LPガス・ガス機器・灯油・軽油・重油・アクアクララ・太陽光発電システム販売を行っています。

お客様とのコミュニケーションをととても大切にしており、世間話から困っていることがあれば何かお役に立てることはないかとの思いで日々仕事をしているそうです。その精神は、昔ながらの御用聞きが受け継がれている証であり、昔も今もお客様あつての縄商店であり、縄ブランドなのだそうです。

時代と共に世代が変わると、これまでの人情、信

用、価値観などがガラリと変わり戸惑う場面も多々あるが、一歩ずつコツコツと信頼関係を築き上げ、皆様の暮らしを支える縄商店であり続けたいと、お話しくださいました。

今回の取材へのご協力ありがとうございました。

